

匝瑳市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する告示（案）

匝瑳市固定資産評価審査委員会規程（平成18年匝瑳市固定資産評価審査委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4号様式中

「2 審査申出人の申出要旨

（1） 審査申出物件

（2） 要旨

3 匝瑳市長の弁明要旨

4 審査申出人の意見陳述及び反論の要旨

5 決定理由 ）」を

「2 事案の概要

3 審査申出人及び市長の主張の要旨

4 理由 ）」に、

「 教示 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、匝瑳市を被告として（訴訟において匝瑳市を代表する者は、匝瑳市固定資産評価審査委員会となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。 ）」を

「教示

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、匝瑳市を被告として（訴訟において匝瑳市を代表する者は、匝瑳市固定資産評価審査委員会となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。 ）」に

改める。

第5号様式中「第39条第1項」を「第27条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4号様式の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に匝瑳市固定資産評価審査委員会が行う処分について適用し、施行日前に匝瑳市固定資産評価審査委員会が行った処分については、なお従前の例による。